

都道府県・市区町村が条例指定した寄附金を支出した方で控除を受けようとする方は、以下の流れを参考にしてください。

① 条例指定された団体に対し寄附



- 寄附しようとする団体が住所地の都道府県・市区町村の条例で指定されていなければ住民税の控除は受けられません。
※ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金、住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金は、全国の都道府県・市区町村で寄附金控除の対象となります。
- どの寄附金が指定されているか等については、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- 寄附の方法については、あらかじめ、寄附をしようとする団体に問い合わせるなどして、よくご確認ください。

② 寄附先から領収書などを受け取り



- ①で寄附を行った際に、寄附先の法人等からもらった領収書は、控除を受けるための申告に必要ですから、大切に保管しておいてください。

③ 寄附金控除に関する申告

- 每年1月1日～12月31日までに行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に確定申告を行ってください。

(注)確定申告の方法や様式については、「[国税庁のホームページ](#)」などを参照するほか、最寄りの税務署などへお問い合わせください。

- このとき、②で受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。で、注意してください。

(注)電子申告(e-Tax)を利用する場合、領収書の添付は省略可
(ただし、3年間自ら保存することが必要です。)



(注) このほか、住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金で、条例により個別指定された寄附金について

平成23年の税制改正により、これまでの税額控除の対象に加え、所得税法上の認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金が追加されました。

この条例で個別に指定された認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金は、住民税の控除対象となります。しかし、所得税の控除対象とはなっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となりますのでご注意ください。

詳しくは、寄附を行った団体や、市区町村にお問い合わせください。

以上で、必要な手続きは完了です。

- 寄附金控除の申告をされた方の所得や寄附金の額などに応じて、
 - I 寄附を行った年の所得税から所得控除、
 - II 寄附を行った翌年度の住民税から税額控除されます。
- IIについては、寄附金から2千円を差し引いた額について、都道府県指定の寄附金は4%、市区町村指定の寄附金は6%が税額控除されます。
(都道府県と市区町村どちらからも指定されている場合は10%が税額控除されます。)

**詳しくは、寄附をしようとする団体、あるいは
住所地の市区町村までお問い合わせください。**